

富岡法人会の主たる事務所の移転について

主たる事務所の住所を、群馬県富岡市富岡1121番地1とする。
移転の日は、平成30年4月27日とする。

○ 参考

一般社団法人 富岡法人会 定款

第1章 総則

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県富岡市に置く。